



機密性 2

前橋法不不第 8 9 号
令和 6 年 7 月 4 日

群馬土地家屋調査士会
会長 萩原 澄之 殿

前橋地方法務局首席登記官（不動産登記担当） 岩崎 功治



富岡市における固定資産税評価額通知書の交付廃止について
平素から、登記行政の運営に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、不動産の登記申請手続における登録免許税の算出に使用する課税価格を確認するための固定資産税評価額通知書につきましては、富岡市において無料で交付していたところですが、富岡市と当局富岡支局の間において、電子データによる地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 422 条の 3 の規定に基づく通知の開始に伴い、令和 6 年 6 月 28 日をもって固定資産税評価額通知書の無料交付が廃止されましたので、貴会会員への周知をお願いいたします。

所有権移転登記等の申請に係る登録免許税の算出に必要な課税価格につきましては、富岡市が発行する有料の固定資産評価証明書や名寄帳の写しのほか、納税通知書に添付されている固定資産税課税明細書で評価額の確認をお願いします。

また、公衆用道路などの未評価土地（評価額の記載がない土地）、固定資産税の賦課期日後（1 月 2 日以降）に地目が変更された土地などにつきましては、別紙「未評価土地等 固定資産税一律仮評価単価一覧」の評価単価により課税価格の算出をお願いします。

なお、宅地、原野、雑種地（太陽光発電施設用地含む。）は、「未評価土地等 固定資産税一律仮評価単価一覧」によって課税価格の算出ができないため、登記申請の登録免許税を算出する目的に限り、富岡市において「未評価土地等 固定資産税近傍宅地等価格確認書」を当分の間、発行（無料）してもらえることとなりました。

おって、当該確認書の発行については、所有者、委任による代理人等から請求することになり、これらを確認するための書類を提示する必要があります。提示する書面については、富岡市企画財務部税務課資産税係（電話 0274-62-1511（代表））宛てお問い合わせ願います。

さらに、群馬県内の市町村において、固定資産税評価額通知書等による無料交付が廃止される情報を入手した場合には、別途、連絡させていただきますので、あらかじめ御了承願います。



富岡市役所では令和6年7月より法務局宛の評価額通知書の発行を原則的に廃止としますが、登録免許税計算の目的に限り未評価土地等（※）に係る評価額通知書に替わる書面を当面の間発行いたします。なお、この書面を使用したことによる不都合や登録免許税上の損益などの相談につきましては富岡市役所では受け付けませんのでご了承ください。

（※）未評価土地等の定義

固定資産税賦課期日（1月1日）後に、表示登記のあった土地、地目変更登記があった土地、固定資産税非課税だったものが払下げなどにより課税になった土地など、年度当初の固定資産税評価額を登録免許税の算定に使用できなくなった土地また、固定資産税非課税のため、課税明細書などに評価額が表示されない土地（固定資産税賦課期日（1月1日）後に分筆や合筆など地積変更のみあった土地については、分筆前の賦課当初の評価額と現況地積から単価を算出し、その単価に登記地積を乗じて評価額を算出してください。）

上記以外の土地につきましては、

- ・納税通知書同封の課税明細書（手数料無料）
 - ・土地家屋名寄帳（手数料1名義 300円）
 - ・評価額証明書（手数料1通300円 1件追加毎に+30円 土地と家屋ごと別計算）
- など当該年度の固定資産税評価額の記載された書面を使用してください。

未評価土地等 固定資産税一律仮評価単価一覧 （令和6年度～令和8年度）

地目	単価内容	評価単価（円/m ² ）
墓地	登録免許税非課税のため計算不要	0
公衆用道路・保安林・河川敷など (墓地以外の非課税土地)	固定資産税非課税地目の設定単価	10
宅地	土地の所在による近傍宅地価格	近傍宅地価格
田	提示平均価格	109.696
畠	(令和6年度 富岡市)	44.516
山林	※3年ごとの提示のため最新のもの	25.545
原野	上記3つのいずれか近いもの	
雑種地	農地造成太陽光発電施設用地	900
	山林造成太陽光発電施設用地	1,600
	上記以外の宅地に近いもの	近傍宅地価格
	上記のいずれにも当てはまらないもの	いずれか近いもの

$$\text{評価額（円）} = \text{現況地積（m}^2\text{）} \times \text{単価（円/m}^2\text{）} \quad \text{小数点以下切り捨て}$$

固定資産税評価額通知書の 無料交付の廃止に関するお知らせ

富岡市と前橋地方法務局富岡支局との間における電子データによる地方税法第422条の3の規定に基づく通知を開始したことに伴い、現在、不動産（土地・建物）の所有権移転登記等の申請において利用されている富岡市による固定資産税評価額通知書の無料交付が令和6年6月28日をもって廃止されましたので、お知らせします。

所有権移転登記等の申請に係る登録免許税の課税価格（不動産の評価額）につきましては、富岡市が発行する有料の固定資産評価証明書や名寄せ帳の写しのほか、納税通知書に添付されている固定資産税課税明細書でも確認することができます。

また、公衆用道路などの未評価土地（評価額の記載がない土地）、固定資産税の賦課期日後（1月2日以降）に地目が変更された土地などにつきましては、別紙「未評価土地等 固定資産税一律仮評価単価一覧」を確認の上、登記記録上の地積に評価単価を乗じて課税価格を算出してください。

なお、宅地、原野、雑種地（太陽光発電施設用地含む。）は、「未評価土地等 固定資産税一律仮評価単価一覧」により課税価格の算出ができないため、**登記申請のために登録免許税を算出する目的に限り**、富岡市において「未評価土地等 固定資産税近傍宅地等価格確認書」を当分の間、発行（無料）してもらえることとなりました。当該確認書の発行については、所有者、委任による代理人等から請求することになり、これらを確認するための書面を提示する必要があります。提示する書面については、富岡市企画財務部税務課資産税係（電話0274-62-1511（代表））宛てお問い合わせください。

おって、登記申請の際には、登録免許税の算出に使用した書面の写しの添付に御協力をお願いします。

所有権移転登記等を申請されるに当たり、御不明な点がございましたら、前橋地方法務局富岡支局（電話0274-62-0404）宛てお問い合わせください。

令和6年7月4日

前橋地方法務局富岡支局